

仕 様 書

本業務は、広島市立広島市民病院に設置している次に掲げる装置の機能を常に良好な状態に保つため、本仕様に基づいて保守管理を行うものとする。

1 対象機器

名 称	広島市立広島市民病院臨床検査システム
構成内訳	(1) 検査クライアント 41台 (2) 検査ノートクライアント 4台 (3) 顕微鏡画像編集用 PC+31 インチ 4K モニタ 1台 (4) モノクロレーザープリンタ (A4 対応) 18台 (5) カラーレーザープリンタ (A4 対応) 4台 (6) ラベルプリンタ 14台 (7) バーコードリーダー (一次元) 38台 (8) バーコードリーダー (二次元) 8台 (9) 据置型バーコードリーダー 2台 (10) コミュニケーションサーバー 34台 (11) ネットワーク機器 (HUB・ルーター等) 1式 (12) 外付け DVD-R ドライブ 1台 (13) 顕微鏡デジタルカメラ DP-23 2セット (14) 血液像用特殊キーボード 3台 (15) 骨髄像用特殊キーボード 1台 (16) 総合臨床検査システム (血液・一般部門システム)

2 業務の内容

前記1の対象機器の保守管理業務は、下記のとおりとする。

- (1) 故障発生時に発注者からの依頼を受けて行う電話による修理サポート業務
- (2) 緊急又は異常発生時に技術員を派遣して行う緊急修復業務
- (3) 通信回線を利用して行うリモート支援業務
- (4) 技術員を派遣して行う消耗部品等交換業務

3 業務の取扱い

- (1) 電話による修理サポート業務の受付時間及び実施時期は、年間を通して24時間の範囲とする。
- (2) 緊急修復業務の受付時間は、年間を通して24時間の範囲とし、着手時期は、受付後3時間以内とする。
- (3) リモート支援業務の実施時期は、年間を通して24時間の範囲とする。
- (4) 消耗部品等交換業務は、前記1の対象機器の消耗部品等の交換を適時行うものとする。

(5) 受注者が派遣する定期点検及び修理をする技術員は、当該機器に関する知識を有し、迅速に対応できる者（前記1の対象機器のメーカーが実施する研修等を修了している者）とする。

4 経費の負担等

前項に定める事項に要する費用その他業務を行うために必要な費用は、受注者の負担とする。

5 部品等の品質保証

受注者は、本業務上交換した部品等の品質に関して発注者への供給時点より6か月間これを保証し、この期間中に受注者の責任により故障が生じた場合は、当該部品等の修理又は交換を受注者の費用負担で行うこと。ただし、消耗品は除くものとする。

6 業務実施上の留意事項

(1) 受注者は、当該施設が公共医療施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。

(2) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び技術員の住所・氏名を発注者に報告するものとする。

現場責任者又は技術員に変更があったときも、また同様とする。

(3) 定期点検等、現場で業務を行う日時については、特に定める場合を除き、発注者の業務に支障のない日時とし、別途協議して定めるものとする。

7 報告

業務実施報告書は、様式1及び様式2とし、各々業務完了後10日以内に提出のうえ、発注者の確認を得なければならない。

ただし、3月に完了した業務については、同月内に提出するものとする。

8 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。